○財務省令第三十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

財務大臣　片山さつき

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一七、一六一人 国税庁 / 五六、〇三五人 合計 / 七三、一九六人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一七、〇六一人 国税庁 / 五六、〇一八人 合計 / 七三、〇七九人

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の財務省定員規則第一条及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和八年十二月三十一日までの間	一七、二〇七人

○文部科学省令第二十号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

文部科学大臣　松本　洋平

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高校教育改革室、高校修学支援室及び産業教育振興室） **第二十九条**　高等学校振興課に、高校教育改革室、高校修学支援室及び産業教育振興室を置く。 2　高校教育改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　高等学校等における教育（文部科学省組織令第三十九条第一号に規定する高等学校等における教育をいう。以下この条において同じ。）の改革に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。	（高校修学支援室及び産業教育振興室） **第二十九条**　高等学校振興課に、高校修学支援室及び産業教育振興室を置く。 ［項を加える。］